

決議案第 3 号

パレスチナ自治区ガザにおける即時停戦と 人道状況の改善に向けた外交努力を求める決議

イスラエルとパレスチナのイスラム組織ハマスとの軍事衝突により、パレスチナ自治区ガザにおいて多くの民間人の尊い命が奪われ、医療・教育・ライフライン・食料確保など生活すべてに関わる著しい人道危機が続いている。この間のガザでの犠牲者は3万人を超え、うち4割は子どもであり、多くの母親も含まれ親のない子どもたちも増えている。

ガザ地区北部から始まったイスラエル軍の地上作戦は、ガザ地区全域で展開され、本年2月には最南部のラファに達し、行き場を失った100万人以上の避難民が押し寄せ、ラファでの地上作戦によってさらなる犠牲者が増え続けている。この人道上許されない事態に、関係する国際機関も動き始めているが、攻撃はなお続行中である。

よって、長浜市議会は、イスラエルとハマスの双方をはじめとする全ての当事者及び国際社会に対し、一刻も早い事態の解決に向けて、次の事項を実現するよう強く求めるものである。

1. 人道目的の即時停戦及び人質の即時・無条件の解放
2. 国際人道法を含む国際法の遵守
3. 民間人の被害の最小化と安全確保、人道支援物資の供給を通じた人道危機の改善
4. 日本国政府及び国際社会に対し、上記3点の実現に向け、可能なあらゆる外交努力とガザ地区住民への支援を講じることを強く求めるものである。

以上、決議する。

令和6年6月3日

長浜市議会